

5 近生第 8 7 5 号
令和 5 年 10 月 4 日

奈良県食と農の振興部長 殿

近畿農政局生産部長

デジタル原則を踏まえた所管法令の取扱いについて

このことについて、令和 5 年 9 月 2 9 日付け 5 畜産第 1 4 6 3 号をもって、農林水産省畜産局飼料課長から別添写しのとおり通知があり、デジタル原則を踏まえた所管法令の取扱いについて整理されました。
つきましては、対象法令のうち「牧野法（昭和 25 年法律第 194 号）」の取扱いについてご了知いただくとともに、貴管内の市町村にもお知らせいただくよう併せてお願いいたします。